
第1章

計画の策定にあたって

***** ご存じですか? *****
やさしさをはぐくむ様々なマーク

障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に表すためのマーク

聴覚障がい者シンボルマーク（国際マーク）



聴覚障がいを示す世界共通のシンボルマーク

1 第4次計画策定の目的

本市においては、福祉のこころの醸成や地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策とバリアフリー整備などのハード施策を市民・事業者・行政が連携・協働して一体的に推進する「第3次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を平成25年3月に策定し、「福祉のこころをはぐくむひとづくり」、「安心して暮らせる仕組みづくり」、「地域で支え合うまちづくり」を基本目標に掲げ、計画的に取り組んできました。

このような中、東日本大震災後も多発する自然災害により、地域における支え合いや助け合いはますます重要視されており、また、少子高齢化・核家族化の進行、高齢者世帯を中心とした生活保護受給世帯の増加や子どもの貧困・貧困の連鎖、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等が抱える複合的な福祉ニーズの増大など、様々な福祉課題が生じています。

国においては、生活困窮者自立支援法により、生活保護に至る前の自立支援策の強化が図られたほか、地域包括ケアシステムの構築や、地域住民や地域の多様な主体と行政の協働による全ての住民を対象とした包括的支援体制の構築を推進する地域共生社会※の実現に向けた検討や法改正など、地域福祉の推進のための新たな取り組みが進められています。

こうしたことから、本市においても、すべての市民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、近年の社会状況や国の動向等を踏まえ、本市が進めるネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンをはじめとする様々な計画・方針等とも連携を図りながら、福祉のこころの醸成や地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進していくため、平成29年度で計画期間（5年間）が終了する現行計画を改定し、新たに「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定します。

※「地域共生社会」とは・・・

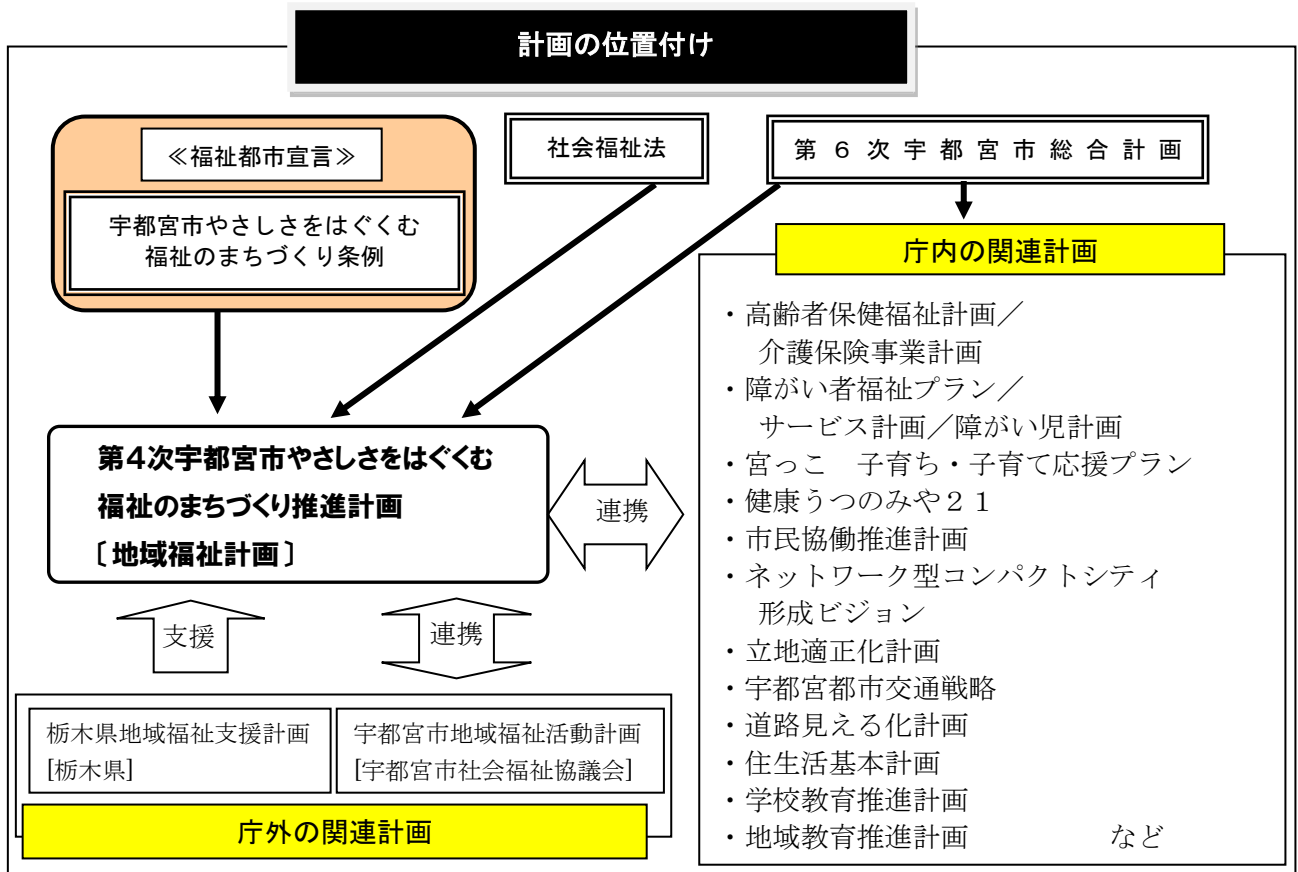
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことで、国が進める「ニッポン一億総活躍プラン」の戦略の1つとして掲げられている。

2 計画の位置付け

本計画は、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、「社会福祉法」第107条に基づく地域福祉の推進に関する事項を一体的に推進する地域福祉計画です。

また、本計画は、第6次宇都宮市総合計画の分野別計画「健康・福祉の未来都市（健康・福祉・医療）」を実現するための基本計画として位置付けられており、地域福祉を推進するために、まちづくりや教育、都市整備の各分野別計画とも連携を図りながら推進していきます。

さらに、栃木県が社会福祉法第108条に基づき平成28年度に策定した「第3期栃木県地域福祉支援計画」の「みんなで支え合い、ともに生きる地域社会」という計画の施策の方向性を踏まえ、また、宇都宮市社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」と、理念や地域福祉の方向性などについて共有し、連携して各施策・取組を推進していきます。



(1) 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例について

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」は、高齢者、障がい者、子どもをはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び行政の役割を明らかにし、それぞれが相互に協力・連携をして、福祉のまちづくりを推進することで、市民福祉の増進を図ることを目的に定められました。

条例では、福祉のまちづくりや市民福祉の増進に関する施策として、「意識の高揚」「福祉に関する教育の充実」「生涯学習の機会の確保」「情報の提供」「表彰」「健康の保持及び増進」「児童の健全育成」「就業機会の確保」「ボランティア活動への参加及び支援」、さらに、公共的施設の整備や公共交通手段及び住環境の整備などについて定めており、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条において計画の策定について規定しています。

【参考】 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが相互に協力及び連携をして、笑顔でことばを交わし、健康でいきいきと暮らせるやさしさをはぐくむ福祉のまちづくり(以下「福祉のまちづくり」という。)を推進し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

（計画の策定）

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるよう保健福祉に関する効果的なサービスの提供が図れるものでなければならない。

(2) 地域福祉計画について

地域福祉の推進の理念として、社会福祉法第4条において、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図ることを目指す旨が明記されています。

また、社会福祉法第107条において、地域福祉の推進における基本指針として地域福祉計画の策定が努力義務化され、市町村では、地域福祉に関する以下の事項を一体的に定めることが明記されています。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的支援体制の整備に関する事項

□参考□ 社会福祉法（抜粋）※平成30年4月1日施行

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

二 地域住民等は，地域福祉の推進に当たっては，福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 地域福祉を推進するための圏域

本市におけるまちづくりや地域での支え合いは、連合自治会39地区を基本に取り組みられています。また、行政等においては、この39地区のほか、地域包括支援センターの25か所、保健師活動の5拠点、市社会福祉協議会の地域福祉活動5ブロックなど、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で事業を展開します。

4 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間とします。

5 計画の特徴

本計画は、すべての市民が、住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、保健・福祉サービスや身近な生活基盤を整え、市民・事業者・行政が一体となって、相互に連携・協力し、福祉都市宣言の理念の具現化に向けて、障壁のない社会の実現を目指すものであり、福祉のまちづくりの視点で、庁内の各計画と連携し、個別計画では対応が難しい幅広い福祉課題に対応するものであります。

今後、計画期間においては、本市が目指す都市空間の姿であるネットワーク型コンパクトシティ形成のまちづくりと連携することで、「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向け、市民、事業者及び行政が協働して地域の課題解決を図る「共に支え合う地域社会づくり」に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。

また、福祉のこころの醸成や教育などの「福祉のこころをはぐくむ人づくり」についても、これまでと同様に継続して取り組んでいきます。

***** ご存じですか? *****
やさしさをはぐくむ様々なマーク

聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）



聴覚障がい者の人が運転する車に表示が義務づけられたマーク

身体障がい者標識（障がい者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付された人が運転する車に表示するマーク